

千葉県天然痘対策行動計画

健康福祉部疾病対策課

(平成15年5月20日制定)

(平成16年6月1日改定)

(平成17年6月16日改定)

(平成18年4月1日改定)

1 組織体制

- ・ **千葉県統括危機管理者会議**

災害、事故及び事件など県民の生命、身体及び財産に大きな脅威や損害を与える危機や県行政の円滑な運営に重大な影響を及ぼすような危機に対応するため、知事を会長とする千葉県統括危機管理者会議を置く。

- ・ **千葉県健康危機管理対策委員会**

平時から健康危機に関する情報を常時把握し、情報の重要度、緊急性の分析を行い、健康危機発生のおそれが生じた場合には、速やかに健康危機管理体制に移行し、万全の対応を図るため健康福祉部長を委員長とする千葉県健康危機管理対策委員会を置く。

- ・ **千葉県天然痘技術専門部会**

天然痘テロ対策における技術的な課題を審議するため、千葉県健康危機管理対策委員会に天然痘に関する知識・経験を有する専門家で構成される専門部会(別表1)を設置する。

- ・ **千葉県天然痘技術派遣チーム**

健康福祉センター(保健所)等からの要請に応じて、診断、検査、疫学調査等に関する技術的な助言を行うため、天然痘に関する知識・経験を有する専門家で構成される千葉県天然痘技術派遣チーム(別表2)を設置する。

2 連絡体制

- ・ **連絡窓口担当者**

本庁、健康福祉センター(保健所)、衛生研究所及び感染症指定医療機関に連絡窓口担当者を配置し、連絡体制を整備する。

その他の医療機関からの連絡については、24 時間体制で医療機関から管轄健康福祉センター(保健所) 担当者に連絡が入る体制を整備済みである。

3 各業務担当者

各健康福祉センター(保健所) に以下の担当班を配置する。

- ・ 疫学調査班
- ・ 検体採取・輸送班
- ・ 消毒班
- ・ 患者輸送班
- ・ 予防接種班
- ・ 感染症動向調査班

衛生研究所に検査を担当する検査担当者を配置する。

4 症候群別サーベイランス

2次保健医療圏ごとに症候群別サーベイランス協力医療機関をあらかじめ選定する。

・ 政令市・中核市との連絡体制

連絡体制は、「2 連絡体制」と同様とする。

なお、症候群別サーベイランスに関する情報については、千葉市、船橋市と共有する。

5 必要な装備及び備品等の確保

- ・ 検査材料の採取・輸送、患者移送、消毒、疫学調査、予防接種等の業務に必要な物品等を確保する。

6 検査材料の輸送

- ・ 検査材料を、迅速に国立感染症研究所に輸送する手段の確保
 - ・ 患者の検体採取及び検体輸送は、患者所在地（患者の住居地又は診察医療機関）を管轄する健康福祉センター（保健所）が行う。
 - ・ 健康福祉センター（保健所）検体採取・輸送班が検体を採取したときは、速やかに健康福祉部疾病対策課感染症対策室（043-223-2665）に連絡する。
 - ・ 健康福祉センター（保健所）検体採取・輸送班より連絡を受けた健康福祉部疾病対策課感染症対策室は、国立感染症研究所感染症情報センター（TEL03-5285-1111）に検体搬入に関する問い合わせを行う。
 - ・ 健康福祉部疾病対策課感染症対策室は、検体搬入に関する国立感染症研究所感染症情報センター（TEL03-5285-1111）からの指示を健康福祉センター（保健所）検体採取・輸送班に伝える。
 - ・ 患者より採取した検体は、健康福祉センター（保健所）検体採取・輸送班が健康福祉センター（保健所）の公用車を使用し、国立感染症研究所ウイルス第1部（所在地：〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1、TEL042-561-0771）に搬入する。

輸送にあたっては、厚生労働省作成の天然痘対応指針（以下「指針」という。）中の「検査材料の輸送」に基づき実施する。

7 医療体制

天然痘患者を入院させる医療機関を、想定される患者発生数ごとにあらかじめ選定する。

患者が、多数発生した場合は、患者を中心としたリングワクチネーション

ン対象地域が設定されるので、臨時の患者収容施設は、患者発生時のリングワクチネーション対象地域内に存在する体育館や公民館等の公共施設とする。

※ リングワクチネーションとは、患者を中心とした同心円内の住民等に対しワクチン接種を行うこと。同心円の距離については、国から示される。

8 患者移送

・ 天然痘患者の移送に用いる車両、器材等の確保

〔患者が1～8名の場合〕

- ・感染症患者移送用のアイソレータ付きストレッチャー
- ・可搬型陰圧クリーンドーム
- ・他の行政機関からの借用

1類感染症対応の患者搬送車や感染症患者移送用のアイソレータ付きストレッチャーの借用を健康福祉部疾病対策課から依頼する。

上記の車両・器材を使用し患者を移送する場合は、指針中の「患者移送」により実施する。

〔天然痘患者の多数発生時の対応〕(健康福祉センター(保健所)での移送能力を超える場合の消防関係部局との連携等)

患者が多数発生し患者が前項〔患者の発生が1～8名〕の移送能力を超えた場合、健康福祉センター(保健所)は、健康福祉部疾病対策課感染症対策室(043-223-2665)に連絡するとともに管内の消防署に救急車の出動要請を行う。

健康福祉センター(保健所)から連絡を受けた、健康福祉部疾病対策課感染症対策室は、総務部消防地震防災課危機管理室(043-223-2168)に協力要請を行う。

- ・ 医療機関、健康福祉センター(保健所)、消防署等の関係機関の連絡体制

各健康福祉センター(保健所)は、日頃から 7. 医療体制で選定された管内の医療機関や管内の消防署等と連絡を取り合うこととする。

県内の各消防本部の連絡先をあらかじめ把握する。

- ・ レベルⅠの段階で発生届を受理した場合の移送上の注意

健康福祉センター(保健所)は、医療機関から天然痘患者の発生届を受けた場合は、健康福祉部疾病対策課感染症対策室に速やかに報告を行うとともに、患者と接触した者に対しワクチン接種を行う為の準備を開始する。

健康福祉センター(保健所)長は患者に対し、就業制限・入院勧告等を行い、移送時には、指針に基づく感染防護措置を取った上で、患者を特定感染症指定医療機関、又は第1種感染症指定医療機関に移送する。

健康福祉センター(保健所)長は、ワクチン接種の準備が整い次第、患者と接触した者に対しワクチン接種を開始する。

9 予防接種

- ・ レベルⅠ段階の初動対処要員に対するワクチン接種の実施体制

レベルⅠ段階で患者（擬似症含む）の発生届を受けた場合、健康福祉部疾病対策課感染症対策室は、医療関係者、健康福祉センター(保健所)職員などの患者と接触した者に対しワクチン接種を行うため、国からワクチンの供給を受け接種対象者が存在する健康福祉センター(保健所)に対し、ワクチンを配布する。

健康福祉センター(保健所)予防接種班は、患者と接触した者に対し速やかにワクチン接種を行う。

- ・ レベルⅡ段階の初動対処要員に対するワクチン接種の実施体制

接種場所及び接種担当職員をあらかじめ指定する。

- ・ レベルⅢ段階でのリングワクチネーションの実施体制

各健康福祉センター（保健所）で大規模接種会場をあらかじめ指定し、各健康福祉センター（保健所）の予防接種班が接種を担当する。

10 広報及び情報提供

- ・ 広報の担当者

千葉県報道監報道グループ担当者 (043-223-2068)

- ・ 相談電話の設置場所、担当者等

レベルⅡ段階

各健康福祉センター(保健所)と健康福祉部疾病対策課感染症対策室にて、対応する。

レベルⅢ段階

レベルⅡの担当窓口の他に県庁内(中庁舎 10 階会議室予定)に臨時相談電話を 25 台設置し対応する。

別表1 千葉県天然痘技術専門委員会構成員

千葉県医師会の 医師	衛生研究所長	千葉県保健所長 会長	感染症専門医 2名 以上
---------------	--------	---------------	-----------------

別表2 千葉県天然痘技術派遣チーム構成員

千葉県医師会の 医師	衛生研究所感染症 疫学研究室長	衛 生 研 究 所 ウイルス研究室長	感染症専門医 2名 以上
---------------	--------------------	-----------------------	-----------------